

---

# 公共工事における 新型コロナウイルス感染予防対策について

- R3.4.15付で『新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る特記仕様書』を改正
- 県発注の工事、業務に**契約図書として、当特記仕様書を添付**

## 特記仕様書におけるコロナ対応の概要

### 感染拡大防止に向けた取組

<https://www.pref.tottori.lg.jp/117319.htm>

### 特記仕様書

#### (1) 現場等における感染拡大防止対策

#### ③ 作業従事者（下請事業者含む）が県外から新たに転入する場合

◎ 県指定の感染流行地域(V)(IV)から新たに転入する場合

**転入前14日間外出自粛**

かつ

**転入前にPCR検査で陰性を確認**

#### 現場説明書（一般事項）（R3.4.15通知で改正）

#### 3 下請関係の適正化について

◎ 県外業者の下請負を認める条件のうち、「県内業者で対応できても工期的に間に合わない」場合の項目を削除

⇒ **工期延期、工事中止等を実施することにより対応**

## 感染拡大防止対策に係る経費の設計変更

**R2.4.28通知**に基づき、追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合には、実施内容について発注者と協議を行い、必要と認められる対策については、変更施工計画書を提出すること。なお必要と認められる対策については、設計変更の対象（国庫補助の対象）とする。

### 感染防止対策に係る経費の例

#### （１）共通仮設費

- ・ 労働宿舍における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- ・ 現場事務所や労働宿舍等の拡張費用・賃借料

#### （２）現場管理費

- ・ 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入費・リース費用
- ・ 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入費・リース費用
- ・ 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材（リース料とする）・通信費

## 特記仕様書改正のポイント

- 1 4 日間外出自粛かつPCR検査の実施を特記仕様書に明記。
- 従って受注者が履行しなかった場合は契約不履行となり、改善指示の対象となる。
- このため、県では受注者に対し外出自粛中の行動履歴の提出を義務付けている。